

記 者 提 供 資 料
2020年（令和2年）4月30日
市民生活局産業振興室 特別定額給付金担当 （078）918-5654、担当：丸山、請井

特別定額給付金事業の実施について

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、迅速かつ的確に家計を支援するため、特別定額給付金事業の円滑な実施に向けて取り組みます。

1 事業概要

- (1) 対 象 4月27日時点で、明石市住民基本台帳に記録されている人
 ・受給権者：世帯主
 ・4月1日現在 303,587人（139,103世帯）
- (2) 給付額 世帯構成員1人につき10万円（全員分を世帯主に給付）
- (3) 手 続
- ① 申請書類の郵送
 - ② 申請受付（郵送 又は オンライン（マイナンバーカード所持者のみ可能））
 - ③ 給付決定通知の郵送
 - ④ 口座振込（口座がない方に限り、窓口での現金給付）
- (4) 財 源 国庫補助金（補助率10/10）

2 実施時期（予定）

- (1) 全世帯への支給
- ・5月27日 申請書類の郵送
 - ・5月28日 受付開始（オンライン申請受付は前倒しに向けて調整中）
 - ・6月中旬 口座振込開始（受付順で振込、受付から振込まで3～4週間程度）
 ※窓口での現金給付は7月中旬以降になります。
- (2) 生活困窮世帯への早期支給
- 4月に兵庫県社会福祉協議会の生活福祉資金（新型コロナウイルス特例）の貸付を受けている世帯に対して早期に家計を支援するため、5月中に支給します。
- ・対象世帯 約250世帯（見込み）
 - ＊4月15日までの借受世帯：5月中旬 口座振込
 - ＊4月30日までの借受世帯：5月下旬 口座振込
 - ※緊急の支援を要する一部世帯には、5月1日に現金給付を行います。

【参考】生活福祉資金（新型コロナウイルス特例貸付）

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により、生活資金にお困りの世帯に対する貸付制度（無利子、保証人不要）
- ＊緊急小口資金：主に休業された方向け（20万円以内、1回）
- ＊総合支援資金：主に失業された方向け（月20万円以内、原則3月以内）
- ・申 込 窓 口：明石市社会福祉協議会

3 無戸籍者・DV被害者への市独自給付

- ・本市在住の無戸籍者とDV被害者の方について、特別定額給付金事業の対象とならない場合には、市独自で一人10万円の給付金を支給します。